

答申第1号（諮問第1号事案）

答申

第1 審査会の結論

栗原市長が令和5年11月24日付けで審査請求人に対して行った本件部分開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和5年11月9日付けで栗原市情報公開条例（平成17年栗原市条例第7号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により栗原市長（以下「実施機関」という。）に対し、次の文書の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

請求する行政文書の内容

昭和62年4月16日栗原・登米駅の建設用地の売買に関する覚書を締結した。

よって開催された決裁文書等や出席者17名の資料を請求する。

- 2 実施機関は、条例第6条第1項の規定により、本件開示請求に係る行政文書の一部を開示する旨を決定（以下「本件部分開示決定」という。）し、令和5年11月24日付け栗市協第1124001号により、次の理由を付して審査請求人に行政文書部分開示決定通知書を送付した。

本件部分開示決定の理由

栗原市情報公開条例第8条第2号該当

（個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの。）

本件非開示部分にあつては、個人に関する情報が記載されており、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることから非開示とする。

- 3 審査請求人は、実施機関が決定した当該処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和6年3月11日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件部分開示決定の処分取消しを求めるというものである。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書において述べている内容によると、「故人[]や代理人、夫[]、同居している長男[]等の出席が想定されるが、この親族を開示することにより、故人[]の権利が侵害されるとは、具体的に何かご教示ください。」とのことであり、遺族であることを理由に、故[]氏の個人に関する情報の開示を求めるものである。

第4 実施機関の弁明の概要

本件部分開示決定の処分の理由

実施機関が主張する本件部分開示決定の処分の理由は、実施機関が当審査会に提出した弁明書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

本件部分開示決定に係る非開示部分は、「東北新幹線新駅（仮称栗原登米駅）建設用地の売買に関する覚書（案）」に記載された個人氏名並びに「別紙売買する土地一筆ごとの明細」に記載された所有者の住所及び氏名であり、これらの情報を開示することにより、当該売買に係る契約者が特定され、個人の権利利益が害されるおそれのあることから、非開示としたものである。

審査請求人の審査請求には、「故人[]や代理人、夫[]、同居している長男[]等の出席が想定されるが、この親族を開示することにより、故人[]の権利が侵害されるとは、具体的に何かご教示ください。」との主張がある。

条例第4条では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。」と規定されており、何人に対しても、目的を問わず開示請求を認めていることから、開示請求者が誰であるかは考慮されないが、個人に関する情報については、条例第8条第2号の規定により本人又はその遺族からの開示請求であっても、当該情報が、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることから、非開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

1 開示請求権について

条例第4条には、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。」と規定されており、何人に対しても、目的のいかんを問わず開示請求を認めている。

2 条例第8条第2号の該当性

- (1) 条例第8条第2号は、開示請求に係る行政文書のうち、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの。」については、開示義務の対象から除外し、非開示とすることを定めている。
- (2) 実施機関の主張について、本件部分開示決定の処分の非開示部分は、東北新幹線新駅（仮称栗原登米駅）建設用地の売買に関する覚書（案）に記載された個人氏名並びに「別紙売買する土地一筆ごとの明細」に記載された所有者の住所及び氏名であり、これらの情報を開示することにより、「当該売買に係る契約者が特定され、個人の権利利益が害されるおそれがある。」との理由から、非開示としたものである。
- (3) 審査請求人は、審査請求にあたり「故人[]や代理人、夫[]、同居している長男[]等の出席が想定されるが、この親族を開示することにより、故人[]の権利が侵害されるとは、具体的に何かご教示ください。」との主張であるが、条例第4条では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。」と規定されており、何人に対しても、目的を問わず開示請求を認めていることから、開示請求者が誰であるかは考慮されないが、個人に関する情報については、条例第8条第2号の規定により本人又はその遺族からの開示請求であっても、当該情報が、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであれば、条例第8条第2号の規定により非開示となるものと判断する。

3 条例第8条第2号アからウまでの非開示の例外規定の該当性

条例第8条第2号には、アからウまで非開示の例外について規定されており、これらいずれかに該当する場合は、開示しなければならないものであるため、非開示部分の例外規定の該当性について判断する必要がある。

審査請求人から、母の遺産調査ができないとの反論があったことから、例外規定のうち、条例第8条第2号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」の該当性について検討を行った。

審査請求人の財産の保護のために公開する必要性については、土地の売買が昭和62年に行われたもので、故人[]の相続が発生した令和4年時点で影響を与えるものではないため、同号イに規定する財産の保護には該当しないと判断する。

また、その他の非開示の例外規定には、本件は該当しないと判断する。

4 結論

当審査会は、本件を適正に検討した結果「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、実施機関の本件部分開示決定に対する当審査会における審査の判断から除外する。

第6 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、次の点について付言する。

本件部分開示決定を行った行政文書は、審査請求人の反論書から、審査請求人が開示を求める文書に該当するものではないと推察される。また、審査請求人が求める行政文書は現存していないことが確認されていることから、不存在として決定できた可能性は否定できない。

このことから、実施機関は、開示請求から決定までの手続きの中で、審査請求人からの聞き取りや、必要に応じて開示請求書の補正を行う等の方法で、開示請求の内容をより明確にすることで、柔軟な対応ができたものと思われる。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和6年4月17日	実施機関から諮問を受けた。(栗情審第2024001号)
令和6年6月27日 (第1回審議)	事案の審議を行った。
令和6年7月24日 (第2回審議)	事案の審議を行った。
令和6年8月23日 (第3回審議)	答申案のとりまとめを行った。
令和6年9月30日	実施機関に対して答申を行った。

(参考)

栗原市情報公開審査会委員名簿

(令和6年9月30日現在)

氏名	区分	備考
東田 正平	弁護士	会長
金田 吉朋	司法書士	会長職務代理者
藤野 修一	税理士	
狩野 繁勝	学識経験を有する者	
伊藤 正吾	学識経験を有する者	